

議案第10号

大網白里市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月4日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市特別会計条例の一部を改正する条例  
大網白里市特別会計条例（昭和61年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大網白里市土地区画整理事業特別会計条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、土地区画整理事業特別会計を設置する。

第2条中「特別会計」を「土地区画整理事業特別会計」に、「当該事業の」を「土地区画整理事業の」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。